

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第 6 回）でのご意見・ご要望【抜粋】

議 題：第 6 回 町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会

日 時：2014 年 12 月 12 日（金）18:30～22:00

2014 年 12 月 25 日（土）16:00～18:00（継続）

場 所：町田リサイクル文化センター研修室

出席者：（12 月 12 日分）

委 員 / 高橋会長、小林（静）副会長、大谷委員、臼井委員、彦根委員、
歌代委員、佐藤委員、北原委員、福岡委員、篠島委員、小林（哲）委員、
八木委員、守屋委員

アドバイザー / 荒井 氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）

事務局（町田市） / 内山環境資源部長、田後循環型施設建設担当部長
水島環境資源部次長、
守田循環型施設整備課長、山田資源循環課次長

コンサルタント / 株式会社日建設計（2014 年 12 月 12 日のみ出席）

傍聴者：3 名

【前回の振り返り】**議題 1：これまでに頂いたご意見・ご要望について**

第 5 回連絡会（11 月 7 日開催）で頂いたご意見・ご要望について説明後、ご要望として「計画地における用途の制限の考え方に関する説明の必要性」を頂きました。

○ 追加資料：新しい町田リサイクル文化センターを核としたまちづくりコンセプト

施設を核とした周辺地域と一体となったまちづくりに関するコンセプト（案）を説明しました。コンセプトの主要な要素のひとつとして、まずは、まちづくり協議会と市で施設に関する基本協定を早期に締結する予定であることを説明しました。

議題 2：施設の整備計画の進め方

基本的な施設整備計画の進め方を説明し、町田市の場合は、現段階で施設周辺地域環境への影響を予測するため、施設と煙突の位置、車両出入口の位置（進入路）を仮定する必要があることを説明しました。また、ここで仮定した内容については、今後の要求水準書（案）策定の段階でも微調整ができるアウトラインであることを説明しました。

議題 3：環境影響評価の予測条件について

（1）排ガスの自主規制値、（2）施設配置計画、（3）進入路と内部動線

既存施設の自主規制値（周辺住民との協定値）及び新施設の排ガス自主規制値（案）と他市事例をご紹介しました。また、これまでのご意見・ご要望を反映した施設配置計画および進入路と内部動線計画を説明した後、質疑応答を行いました。「町田市資源循環型施設整備基本計画書（2013 年 4 月）（以下、「施設整備基本計画」と略します。）」に記載された排ガスの自主規制値よりも厳しい基準を目標とした場合の実現可能性の調査の実施等、ご意見を頂きました。

議題 4：今後の進め方（案）

今後の地区連絡会及び勉強会における協議事項（案）について説明しました。

ご要望・ご意見への回答（保留事項の回答を含む）

第6回連絡会 議題1：これまでに頂いたご意見・ご要望について（資料1）

意見 ・ 要望	計画地内における用途の制限に関する説明 第5回地区連絡会で、計画地における法的な条件から、整備することが難しい用途のコミュニティ施設もあると説明を受けた。用途の制限の考え方について詳しく説明してほしい。
回答	資源循環型施設を安全に運営できるようにするとともに周辺環境を保全するため、計画地に整備できる建物の用途は、法律で制限されています。 12月25日の継続会でご説明しました。

第6回連絡会 新しい町田リサイクル文化センターを核としたまちづくりコンセプト（追加資料）

意見 ・ 要望	新施設の整備と周辺のまちづくりの関連性 ・第5回地区連絡会で、コミュニティ施設の内容については「施設整備基本計画」とも擦り合わせが必要と説明があったが、どのように関連するのか。
回答	新しい町田リサイクル文化センターを核としたまちづくりコンセプト（案） ・「市民の意見・要望」、「施設整備基本計画」、「その他まちづくりや環境に関する上位計画」の3つの視点を重視し、新施設の整備に留まらず周辺地域のまち並みや環境と一体となったまちづくりを目指します。 ・「施設整備基本計画」では新施設に係る付帯機能として、「防災機能の整備」、「環境学習・ごみ減量啓発機能の整備」、「市民協働の場の整備」、「多目的利用が可能な場所」、「景観への配慮」を謳っています。 ・今後、市民の皆様と十分な議論を重ね、皆様のご意向を確認しながら、新施設のあるべき姿を要求水準書（案）としてとりまとめていきたいと考えています。 ・まずは、その第一歩として、本事業に関する基本的な約束事を「基本協定」として定め、まちづくり協議会との協定締結を図っていきます。

第6回連絡会 議題2：施設の整備計画の進め方～アウトラインの検討から施設稼働まで～（資料2）

意見 ・ 要望	施設の配置・進入路・煙突位置・排ガス自主規制値を早期に決定することへの疑義 ・計画地およびその周辺に整備することを要望しているコミュニティ施設が、どの程度今後の計画に反映されるのか、現段階ではよく分からない。 ・このような状況下で、コミュニティ施設も含めた施設配置を、地区連絡会として現段階で判断することは難しい。
回答	環境への影響を予測し適切な対策を講じるため、予測条件の設定が必要です。 ・新施設の建設や運用に伴う周辺地域への環境影響を予測することで、影響を低減するための適切な対策を検討し、より一層安心・安全な施設となるよう今後の計画に反映します。 ・具体的には、煙突からの排ガスの拡散状況や、施設によってできる日影、施設に係る車両による周辺環境への影響、動植物への影響を予測します。 ・これらの予測条件として、初めに施設の配置・進入路・煙突位置及び高さを仮に設定する必要があります。 ・予測結果と対策は「東京都環境影響評価条例」に則り、東京都環境局に「環境影響評価書案」として提出し、市民へ告示・縦覧を行い、市民、専門家、市長及び都知事の意見を伺います。 ・「環境影響評価書案」提出後、軽微な変更であれば、施設の配置・進入路・煙突位置等を調整することができます。また、安全確保のため「車両の動線」などが、事業者による設計の段階で変わる場合もあります。

意見 ・ 要望	仮決定（設定）後の計画変更の自由度について ・施設の配置・進入路・煙突の位置等について、現段階で仮決定して東京都環境影響評価条例の手続きを進める場合、今後、どの程度計画の変更が可能か。																																							
回答	「軽微な変更」の範囲内で調整することができます 以下に変更の可否を例示します。 （詳細は、東京都環境局との協議により決定します。）																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更例</th> <th colspan="2">調整の可否と理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>敷地内で市民利用駐車場の予定位置の変更</td> <td>○</td> <td>周辺環境への影響の変化が小さいため。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>敷地内で緑地帯の位置の変更</td> <td></td> <td>施設外周部の緑地帯は、動植物・景観等に影響するため大幅な変更は難しいため。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>車両出入り口の変更 （変更の前後で接続する道路が変わらない場合）</td> <td>○</td> <td>変更の前後で、出入り口の接する道路が変わらなければ、周辺沿道への影響も変わらないため。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>施設（建物）の配置の大幅な変更</td> <td>×</td> <td>周辺環境に対する日影等の影響が大幅に変わるため。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>コミュニティ施設内部の機能や部屋の面積の変更</td> <td>○</td> <td>建物の規模の変更がなければ、周辺環境への影響がないため。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>施設の階数・面積を増やす変更</td> <td>×</td> <td>周辺環境に対する日影等の影響が増加する変更のため。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>施設の階数・面積を減らす変更</td> <td>○</td> <td>周辺環境に対する日影等の影響が低減する変更であるため。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>煙突の位置・高さの変更</td> <td>×</td> <td>煙突の位置・高さが変わると、排ガスが拡散する範囲が異なるため。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>排ガスの自主規制値を厳しくする変更</td> <td>○</td> <td>周辺環境への影響が低減される変更のため。</td> </tr> </tbody> </table>	変更例		調整の可否と理由		1	敷地内で市民利用駐車場の予定位置の変更	○	周辺環境への影響の変化が小さいため。	2	敷地内で緑地帯の位置の変更		施設外周部の緑地帯は、動植物・景観等に影響するため大幅な変更は難しいため。	3	車両出入り口の変更 （変更の前後で接続する道路が変わらない場合）	○	変更の前後で、出入り口の接する道路が変わらなければ、周辺沿道への影響も変わらないため。	4	施設（建物）の配置の大幅な変更	×	周辺環境に対する日影等の影響が大幅に変わるため。	5	コミュニティ施設内部の機能や部屋の面積の変更	○	建物の規模の変更がなければ、周辺環境への影響がないため。	6	施設の階数・面積を増やす変更	×	周辺環境に対する日影等の影響が増加する変更のため。	7	施設の階数・面積を減らす変更	○	周辺環境に対する日影等の影響が低減する変更であるため。	8	煙突の位置・高さの変更	×	煙突の位置・高さが変わると、排ガスが拡散する範囲が異なるため。	9	排ガスの自主規制値を厳しくする変更	○
変更例		調整の可否と理由																																						
1	敷地内で市民利用駐車場の予定位置の変更	○	周辺環境への影響の変化が小さいため。																																					
2	敷地内で緑地帯の位置の変更		施設外周部の緑地帯は、動植物・景観等に影響するため大幅な変更は難しいため。																																					
3	車両出入り口の変更 （変更の前後で接続する道路が変わらない場合）	○	変更の前後で、出入り口の接する道路が変わらなければ、周辺沿道への影響も変わらないため。																																					
4	施設（建物）の配置の大幅な変更	×	周辺環境に対する日影等の影響が大幅に変わるため。																																					
5	コミュニティ施設内部の機能や部屋の面積の変更	○	建物の規模の変更がなければ、周辺環境への影響がないため。																																					
6	施設の階数・面積を増やす変更	×	周辺環境に対する日影等の影響が増加する変更のため。																																					
7	施設の階数・面積を減らす変更	○	周辺環境に対する日影等の影響が低減する変更であるため。																																					
8	煙突の位置・高さの変更	×	煙突の位置・高さが変わると、排ガスが拡散する範囲が異なるため。																																					
9	排ガスの自主規制値を厳しくする変更	○	周辺環境への影響が低減される変更のため。																																					
軽微な変更でない場合は東京都と協議し、東京都環境影響評価条例に基づく調査や手続きをやり直す可能性もあります。																																								

意見 ・ 要望	要求水準書（案）への要望の記載方法について ・他市施設の要求水準書（案）では、施設の整備方針が抽象的な文言（例：「地域社会とくらしに配慮した施設づくり」等）で表現されているが、このような文言を事業者に提示することでどのような効果があるのか。
回答	事業者から優れた提案が出されるよう、表現方法を工夫します ・要求水準書（案）には、ごみ処理施設として必要な要件だけでなく、まちづくりの観点からどのように施設を整備してほしいのか、ということについても盛り込み、事業者に施設を整備するための最低限の要求条件として提示します。 ・要求水準書（案）において、施設整備方針の全てを文言で定義しなければならないわけではありません。簡単な配置計画（参考図）を併せて提示することで、事業者により具体的にイメージを伝えることもできます。 ・事業者の自由な発想を促し、より優れた提案を引き出すために、まちづくりと関わる事項については、あえて細かな数値ではなく抽象的な文言で条件を示すことも有効であると考えます。

第 6 回連絡会 議題 3 : 環境影響評価の予測条件について

(1) 排ガスの自主規制値 (資料 3 - 1)

(2) 施設配置計画 (資料 3 - 2)

(3) 進入路と内部動線 (資料 3 - 3)

意見 ・ 要望	<p>排ガスの自主規制値をより一層厳しくすることの実現可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市の新施設の排ガス自主規制値は、全国トップレベルではあるが、他市の先進事例を見ると、よりも厳しい基準を設定している事例もある。 ・近年の先進事例をふまえ、新施設での実現可能性について検討してほしい。
回答	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理方式は環境への影響（排水量）や発電効率に配慮し乾式とします ・敷地の制約から、設置できるプラントの規模に限界があります以上をふまえ、市として「施設整備基本計画」に規定した値で計画を進めます。 ・本日、第 7 回地区連絡会で排ガス処理技術に関するプラントメーカーのアンケート結果をご報告します。 ・水銀の自主規制値については、0.03～0.05mg/m³N以下としておりましたが、12月25日の協議をもとに最新技術を踏まえ要求水準書（案）策定の段階で0.03mg/m³N以下と改めます。

意見 ・ 要望	<p>新管理棟の配置に関する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示案では施設が周辺地域の景観に与える圧迫感が心配である。現在の町田リサイクル文化センターの管理棟と同等の位置まで壁面を後退できないか。
回答	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>景観への影響と施設内部の安全性・使い勝手の比較検討案を提示します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面位置を現施設と同等とする場合、建物の一層あたりの面積が第 6 回地区連絡会提示案よりも小さくなるため、ご要望のコミュニティ施設の機能を全て確保するためには、階数を増やす必要があります。 ・上記の場合、フロア形状が細長くなることから、廊下の幅や階段の位置、部屋の形状等、安全性や使い勝手に制約が生じます。 ・本日、第 7 回地区連絡会で新管理棟の整備位置と景観への影響、内部の安全性や使い勝手の比較検討資料をご説明します。

意見 ・ 要望	<p>煙突の位置を現在と同位置、若しくは敷地中央部とすることの可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の煙突として現有施設の煙突を再利用することはできないか。 ・敷地のより北側に煙突を設置することはできないか。
回答	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>第 7 回地区連絡会で、検討結果をご報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有施設の煙突の位置に設置する場合、新しい煙突（内筒）の設置および煙突の外筒の補強、新施設から煙突までの煙道の整備が必要です。

第 6 回連絡会 議題 4 : 今後の進め方（案）

地区連絡会及び勉強における今後の協議事項について（資料 4）

意見 ・ 要望	
回答	<p>ご意見・ご要望はございませんでした。</p>